

### 3-4. 環境ラベルの相互認証の拡大に向けた調査検討

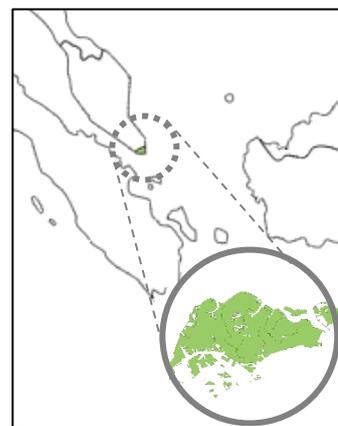
前項の通り、日本のタイプ I 環境ラベル「エコマーク」では、海外タイプ I 環境ラベル機関との相互認証を積極的に進めており、2022 年 3 月現在、10 機関と相互認証協定を締結している。市場のグローバル化や環境意識の高まりが世界的に加速する昨今、日本の強みである優れた環境技術とその技術を用いて製造する環境配慮型製品を国際展開に活用することは有効である。しかし、環境ラベル機関が要求する環境要件やその証明方法は国によって相違があるため、国際展開を目指す日本の事業者にとって高いハードルとなっており、作業量やコスト負担も増大する。そのため、相互認証を通じて基準の共通化を図ることは事業者にとってメリットが大きい。

そこで本項では、日本エコマークと相互認証協定を締結後、相手機関の度重なる担当者変更等で協議が事実上止まっていたものの、今年度協議が再開されたシンガポールのタイプ I 環境ラベル「シンガポール・グリーンラベル」との相互認証協定の締結に向けた協議状況を報告する。

#### 3-4-1 シンガポール・グリーンラベル

##### 1) シンガポールの概要

シンガポールは、東京 23 区と同程度の面積に約 569 万人が住む多民族国家である。シンガポールは、その地理的理由により資源の多くは輸入に頼っている一方、外資企業への誘致に積極的で、金融サービス業等に力を入れてきた結果、アジアを代表する金融センターとしての地位を確立している。2020 年の一人当たりの名目 GDP では 59,794 ドルとデンマークに次ぐ第 7 位(日本は第 24 位)であり、名目 GDP では 3,398 億ドルと隣国のマレーシアを上回っている。実質 GDP 成長率は、2020 年は新型コロナウイルス感染症の影響でマイナスに転じたものの、失業率は 2.8%と低く、また電子製品や金融が予想以上の伸びを示し、2022 年 1 月にはシンガポール経済産業省が 2021 年通年の GDP 成長率を 7.2%であると報告している。



日本とシンガポールの経済関係は、2002 年に日本としては初の経済連携協定(EPA)である「日本・シンガポール経済連携協定(JSEPA) (2007 年 9 月に同協定改正議定書が発効)」をシンガポールと結んだほか、日系企業数も 800 社を超え、貿易額も新型コロナウイルス感染症の影響で近年減少したものの、総じて増加傾向にあるなど緊密な関係にある。二カ国間の貿易は、輸出入ともに電気機器や一般機器が主要品目であり、日本の対シンガポール輸出は生産財や中間財が多い。また、二国間関係としても大きな懸案もなく、極めて良好な関係が続いている。

表 3-4-1. シンガポール基礎データ

国名	シンガポール共和国	首都	なし(都市国家)
面積	約 720 万平方キロメートル (東京 23 区と同程度)	人口	約 569 万人(2020 年)
主要産業	製造業 (エレクトロニクス、化学関連、バイオメディカル、輸送機械、精密器械)、商業、ビジネスサービス、運輸・通信業、金融サービス業	言語	国語はマレー語。公用語として英語、中国語、マレー語、タミール語
GDP(名目)	4690 億 960 万シンガポールドル(2020 年)	経済成長率	-5.4%(2020 年)

出典：外務省・シンガポール共和国基礎データ(2021 年 5 月 14 日現在) (令和 4 年 3 月 4 日最終閲覧)

## 2) シンガポール・グリーンラベル

シンガポールのタイプ I 環境ラベルである「シンガポール・グリーンラベル」は、独立した非営利団体であるシンガポール環境協議会 (Singapore Environment Council: SEC) が運営している。1992 年に開始された同制度は、当初、シンガポール環境省(現シンガポール持続可能性及び環境省)によって運営されており、1999 年に SEC が引き継いだ。タイプ I 環境ラベルの国際ネットワーク組織である「世界エコラベリング・ネットワーク (Global Ecolabelling Network: GEN)」には、2003 年に加盟しており、東南アジア地域のタイプ I 環境ラベルとしては歴史が深いラベルの一つである。



シンガポール・  
グリーンラベルロゴ

2022 年 2 月現在、56 の商品カテゴリ (表 3-4-2) において、約 3,550 商品(約 800 社)が認定を受けている。認定製品の品目割合は、塗料及び表面コーティングが 38%を占め、次いで建材 (セメント、プレキャストコンクリート製品、レンガ) が 24.8%、パネルボードが 7.6%、洗剤・クリーニング製品が 4.4%となっており、建設分野において認定製品が多い。複数の日系事業者もシンガポール・グリーンラベルの認定を取得しており、多くの認定製品は建設分野である。認定取得企業の地域比率は、アジアが 56%と最も多く、ヨーロッパが 37%、アメリカとオセアニアがともに 4%と多岐にわたっていることが特徴の一つで、実際、エコマーク認定商品を保有する事業者から東南アジア展開のためシンガポール・グリーンラベルを取得したい理由として、東南アジア各国のグリーン調達にシンガポール・グリーンラベルが活用されているケースが増加しているという情報があった。

認証期間は 2 年で、費用については新規申請製品が年間 1,500 シンガポールドル(約 12 万円)、認証期間を更新する場合は再度申請する必要がある、費用は年間 1,000 シンガポールドル(約 8 万円)となっている。審査期間は、通常、3~4 週間程度かかるが、追加費用を支払うことで、審査期間を短縮することが可能である (Express(~ 3 営業日): 1,000 シンガポールドル、Rapid(~ 7 営業日): 500 シンガポールドル)。

表 3-4-2. シンガポール・グリーンラベルの認定基準一覧

分野	基準名	
	英語	日本語訳
BUILDING MATERIALS AND INTERIOR PRODUCTS / 建材及び内装製品	CEMENT & CONCRETE PRODUCTS	セメント及びコンクリート製品
	BRICKS	レンガ
	TILE & CERAMICS	タイル及びセラミック
	PAINTS AND SURFACE COATINGS	塗料及び表面コート剤
	PRODUCTS MADE FROM RECYCLED-RENEWABLE FIBRE	再生繊維もしくは再生可能繊維を使用した製品
	CARPETS	カーペット
	ADHESIVES AND SEALANTS	接着材及びシーリング材
	PANEL BOARD	パネルボード
	SURFACE COVERING	仕上げ材
	INSULATORS	断熱材
	TEXTILES	繊維製品
	FLOORING	フローリング
	FURNITURE AND FITTINGS	家具及び建具
	PIPES	パイプ
DOORS	ドア	
LIGHTING PRODUCTS / 照明	COMPACT FLUORESCENT LAMP	コンパクト蛍光灯ランプ
	LED	LED
CLEANING PRODUCTS / クリーニング製品	STANDARD LAUNDRY POWDER DETERGENT	洗濯用粉末洗剤
	CONCENTRATED LAUNDRY POWDER DETERGENT	洗濯用濃縮粉末洗剤
	LAUNDRY LIQUID DETERGENT	洗濯用液体洗剤
	DISHWASHING DETERGENTS	食器洗い用洗剤
	FLOOR CLEANERS	フロアクリーナー
	INDUSTRIAL INSTITUTIONAL CLEANERS	業務用クリーナー
	SURFACE CLEANERS	表面クリーナー
	HAND SOAPS	ハンドソープ
	COMMERCIAL DISHWASHERS	業務用食器洗浄機
	COMMERCIAL WASHER EXTRACTORS	業務用脱水機
	HIGH PRESSURE WATER JETS	高圧洗浄機
	DETERGENTS	洗剤
OFFICE SUPPLIES AND EQUIPMENT / オフィス用品及び機器	PULP & PAPER	紙
	CORRECTION FLUIDS AND TAPES	修正液及びテープ
	PHOTOCOPIERS, PRINTERS, FAX MACHINES & MULTIFUNCTIONAL DEVICES	複写機、プリンタ、ファクシミリ、及び複合機
	INK AND TONER CATRIDGES	インク及びトナーカートリッジ
GENERIC PRODUCTS / 汎用品	SOIL IMPROVER, GROWING MEDIA, AGGREGATE & MULCH	土壌改良剤、生育培地、骨材及びマルチング材
	PRODUCTS WITH RECYCLED / SUSTAINABLE CONTENT	再生材料もしくは持続可能性材料を用いた製品
	BIODEGRADABLE PRODUCT	生分解性製品
	ENVIRONMENTAL INNOVATIVE PRODUCTS	環境革新的製品
	FIRE EXTINGUISHERS	消火器
	HAND DRYER	ハンドドライヤ

	AUTOMOBILE TYRES	タイヤ
	TERMITICIDES	シロアリ駆除剤
	OXO-BIODEGRADABLE PLASTIC PRODUCTS	酸化型分解性プラスチック
	ECO-FRIENDLY PRODUCTS	環境配慮型製品
HOUSEHOLD / CONSUMER PRODUCTS / 家庭用製品	FOOD PACKAGING, CROCKERY AND CUTLERY	食品包装、食器及びカトラリー
	DISHWASHERS	食器洗浄機
	ELECTRIC KETTLES	電気ケトル
	ESPRESSO AND COFFEE MACHINES	エスプレッソ及びコーヒーマシーン
	GAS COOKERS AND GAS-FIRED COOKING APPLIANCES	ガスレンジ
	HOT WATER STORAGE TANKS	貯湯タンク
	PRODUCTS THAT CONTAIN PALM OIL	パーム油を用いた製品
PERSONAL CARE PRODUCTS / パーソナルケア製品	HAIRSPRAY & HAIR GEL MOUSSES	ヘアスプレー及びヘアジェル
	DEODORANT, SPRAYS, ROLLERS	デオドラント、スプレー、ローラー
	SHAVING FOAM & CREAM	シェービングフォーム及びクリーム
	COSMETICS	コスメ
SOLAR EQUIPMENT / ソーラー機器	SOLAR POWERED PRODUCTS	太陽電池を使用した製品
	PHOTOVOLTAIC EQUIPMENT	太陽光発電機器

### 3) シンガポールのグリーン公共調達

シンガポールのグリーン公共調達(Green Public Procurement: GPP)は、日本のグリーン購入法のように GPP に特化した法律はなく、実施規則などルールを定めるガイドラインのような文書も確認されていない。2006 年に公布され、2014 年に改正された PSTLES(Public Sector Taking the Lead in Environmental Sustainability)イニシアチブ<sup>1)</sup>にて、GPP について言及しているものの、環境要件に関する記述はなく、調達製品のライフサイクルコストを考慮すること、IT 機器については最新の国際エネルギー基準を参考にするのみが記載されている。

しかし、2021 年 2 月に「シンガポール・グリーンプラン 2030<sup>2)</sup>」が公開され、グリーン公共調達の推進が目標の一つとして掲げられた。このシンガポール・グリーンプラン 2030 は、シンガポール政府が 2030 年までに国を挙げて取り組む環境行動計画であり、これをもって環境政策が展開されることとなるため、シンガポールの GPP が加速することが期待されている。さらに、同年 7 月に 9 品目(エアコン、冷蔵庫、テレビ、LED 照明、節水機器、建材、印刷用紙、ICT 機器、車両)の具体的な環境要件が公表された<sup>3)</sup>。特筆する点として、印刷用紙はシンガポール・グリーンラベル認定が要件として挙げられていることである。後述する 2021 年 8 月に実施した SEC との相互認証協議では、今後、プリンタなどのオフィス機器のカテゴリ等も GPP の対象とするよう関連省庁に働きかけると述べている。

### 4) 相互認証協議

日本・エコマークとシンガポール・グリーンラベルとの相互認証協議は、平成 25 年度

<sup>1</sup> <https://policy.asiapacificenergy.org/sites/default/files/E2S.pdf>

<sup>2</sup> <https://www.greenplan.gov.sg/>

<sup>3</sup> <https://www.mse.gov.sg/resources/caw-media-release-annex-a.pdf>

に本業務で実施した国内事業者向けの相互認証に係るニーズ調査において、日本の複写機・プリンタ事業者による相互認証締結の要望が多かったラベルの一つであったことから、日本側からの打診によって協議が開始された。最初の協議は2014年4月にインターネット会議により行われ、相互認証に関わらず両機関同士の初めての会議であったことから相互理解を第一の目的とし、両機関及び両制度の概要を確認する機会となった。また、日本はすでに複数のタイプI環境ラベルと相互認証協定を締結し、多くの活用実績を有することから、日本・エコマークが他機関と締結した合意書をもとに相互認証協議を進めることが確認された。続いて、同年8月に開催された第二回協議では、両制度の認証手順の紹介、相互認証基本合意書案及び認証手順書案の説明と内容の確認が行われ、同年10月に開催予定のGEN AGM(中国・北京)にて合意書の締結を目指す方向で基本合意した。しかし、GEN AGM開催前にシンガポール側より、合意書の締結を翌年のGEN AGMに延期したいとの強い要望があり、シンガポール側の意思を尊重することとした。翌年4月に開催されたGEN 春季役員会で、改めて2015年のGEN AGMにて合意書を締結する意向を確認し、10月に香港で開催されたGEN AGMにて基本合意書及び運用手順の合意書が締結された。なお、相互認証の最初の対象品目として、複写機やプリンタなどの画像機器を取り上げるについても双方で確認しており、翌2016年3月までに両機関の対象基準を比較列挙した比較表を日本側より送付し、確認及びインターネット会議による協議の打診を続けたものの、シンガポール側の度重なる担当者変更等により、協議は停止していた。

しかし、相互認証の締結を希望する一定の事業者ニーズがあったことや、シンガポール側の現担当者が相互認証協議の再開に前向きであったことから、2021年8月にZoomを用いたインターネット会議を開催するに至った。2014年の前会議より7年ぶりの協議となったことや、当時協議に参加した担当者はすべてSECを離れていることから、改めて両制度の制度概要や最新動向を共有した。さらに、前項の通り2022年2月にシンガポール政府が「シンガポール・グリーンプラン2030」を公開したことを契機に、GPPの取組が加速することが期待され、シンガポール政府に更なる取組の推進を働きかけるためにも、日本との相互認証の運用開始に向けて強い期待が示された。そこで、SECより今後エコマーク事務局が相互認証で推し進めたい品目を複数提案し、その提案をもとにシンガポール政府に働きかけつつ、相互認証の議論を進めたいとの要望があった。日本側はこの提案を受け、本相互認証協議の終了後、複写機やプリンタなどの画像機器、カーペット、プロジェクトを協議する対象品目として提案したところである。SECとの相互認証に関するこれまでの協議と意見交換の実施経緯について表3-4-3.、2021年8月に開催された相互認証協議の詳細については表3-4-4.にて示す。

表3-4-3. SECとの相互認証協議及び意見交換の経緯

日時	相互認証・意見交換	場所	内容
2014年4月	インターネット会議	Skypeによる インターネット 会議	両機関及び両制度の概要を紹介
2014年8月	インターネット会議	Skypeによる	両制度の認証手順の紹介、相互認証基本

		インターネット会議	合意書案及び認証手順書案の説明、同年10月開催予定の GEN AGM(中国・北京)にて合意書の締結を目指す方向で基本合意
2014年10月	メール		SEC側の都合で、合意書の締結を翌年の GEN AGM に延期したい旨の連絡
2015年4月	GEN 春季役員会	スウェーデン・マルメ	最初の対象品目は、複写機やプリンタなどの画像機器とする意思を確認
2015年10月	GEN AGM	香港	相互認証基本合意書及び認証手順等の規則の合意書を締結
	GEN AGM	各地開催	SEC側の担当者が1～2年で変更する度に相互認証協議の再開を打診するも、特に進展なし
2021年8月	インターネット会議	Zoomによるインターネット会議	両制度の制度概要や最新動向の紹介の他、相互認証協議進行の意思を確認

表 3-4-4. SEC との相互認証協議メモ(2021 年 8 月 5 日開催)

打ち合わせメモ	
[日時]	2021 年 8 月 5 日(木) 15:00~17:00, (14:00~16:00 ※シンガポール時間)
[場所]	Web 会議 (英語)
[出席者] ※敬称略	シンガポール環境協議会 (Singapore Environment Council: SEC) <ul style="list-style-type: none"> <li>• Ms. Jen Tao (Executive Director)</li> <li>• Mr. William Wong (Business Development, Strategy &amp; Sustainability)</li> <li>• Mr. Vincent Teo (Standards and Certification)</li> <li>• Mr. Ambrose Lim Chuon Chiang</li> <li>• Mr. Racharla Varun Kumar</li> </ul>
	公益財団法人日本環境協会(Japan Environment Association: JEA)エコマーク事務局 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 藤崎 隆志 (エコマーク事業部長)</li> <li>• 漣 友行 (基準・認証課 技術専門課長)</li> <li>• 小林 弘幸 (事業推進課 課長代理)</li> </ul>
目 的	シンガポール・グリーンラベルとエコマーク相互認証協議
<b>【内容】</b>	
<p>1. 環境ラベル制度の紹介</p> <p>A) エコマーク制度の紹介</p> <p>&lt;質疑&gt;</p> <p>SEC) 日本の GPP の基準レベルがミニマムレベルとはどういうことか。また、エコマークの基準レベルが市場上位 20%とはどういうことか。</p> <p>⇒ミニマムレベルとは、環境基準として最低限満たすべき基準ということで、環境省としては地域差が起きないように、日本全国どこでも調達可能であることを目標の一つとしている。エコマークの市場上位 20%を対象としていることについては、業界団体等と協議を重ね、市場における上位 20%の企業が取得できるレベルを目指しているということである。ただし、必ずしも 20%にこだわっているわけではなく、その分野の技術動向や市場状況等を勘案して策定している。</p> <p>SEC) 基準の有効期限が5年もしくは7年ということだが、その期間はどのように決めているのか。</p> <p>⇒主に7年であるが、技術革新や市場動向が早い分野(PC など)は5年としている。</p> <p>SEC) 認定までに要する時間はどれくらいか。</p> <p>⇒申請者の必要書類の提出状況にもよるが、おおよそ1~2か月となっている。</p> <p>SEC) 必要書類の提出状況によるが、SEC ではエコマークより若干短い期間で取得可能である。</p>	

B) シンガポール・グリーンラベル制度の紹介(Mr. Vincent Teo (Standards and Certification))

- シンガポール・グリーンラベル制度は、1992年に環境省によって開始され、1999年に非政府機関であるSECに引き継がれた。
- GENには2003年に加盟し、2011年にGENICESを完了した。
- 2018年にはUNEPから認定を受け、同年にISO17065も取得した。(事務局注：UNEPが環境ラベル制度の認定制度を持っているという情報はない。また、ISO17065は「塗料及び表面コーティング」、「紙パルプ・紙製品」の2基準のみ取得している)
- 現在約56基準を制定し、43カ国の約800企業が約3,800製品について認定を取得している。
- 認定製品の品目割合は、塗料及び表面コーティングが38%を占め、次いで建材(セメント、プレキャストコンクリート製品、レンガ)が24.8%、パネルボードが7.6%、洗剤・クリーニング製品が4.4%となっている。
- 取得企業の地域比率は、アジアが56%と最も多く、次いでヨーロッパが37%、アメリカとオセアニアがともに4%となっている。
- シンガポール・グリーンラベル基準は、主に以下の5つの観点で構成されている。
  - ① Fit for Use (品質や製品性能、使用用途が適切かどうか)
  - ② 有害物質の禁止
  - ③ 再生・持続可能なリソースから採取した原材料
  - ④ 環境・安全・健康・品質マネジメント (ISO14001、OHSAS18001、ISO9001 など)
  - ⑤ 事業者の取組 (原材料の適切な在庫管理や廃棄物マネジメントなど)
- 適合判断のため、認定試験機関からの試験結果を要求している。
- 認証期間は、2年間である。
- 新規基準品目の選定方法について、業界団体や事業者、政府機関、一般からの要望を受け付けている。
- 基準策定においては、SGLS(Singapore Green Label Scheme)技術委員会にて行っており、SECはもちろん、業界団体や試験機関の代表者、コンサルタントなどが参加している。
- 年間費用は、新規申請製品で1,500シンガポールドル(約12万円)、認証期間を更新する場合は年間費用が1,000シンガポールドル(約8万円)である。

<質疑>

JEA) 建材を取り扱う日本の事業者から、ベトナムやタイなどの東南アジア地域のデベロッパーなどから、シンガポール・グリーンラベルの認証を求められるケースがあると聞いているが、SECで現地の当局や事業者に対して何か働きかけはしているのか。

⇒もちろんマーケティングは行っているが、シンガポール国内をメインターゲットにして

おり、特段海外に向けた活動を行っているわけではない。おそらく、国際会議等の関連イベントで取り上げられるとか、グリーンラベル取得企業の国割合として46%が海外の企業であることなどが関連しているのではないか。

**JEA)** シンガポール以外の国で、グリーンラベルロゴの商標登録は行っているか。

⇒シンガポール・グリーンラベルが使用されていることが多い国では、登録をトライした。

**SEC)** エコマークでは、エコマークロゴを特に東南アジアで登録し、市場参入を検討しているのか。

⇒日本以外の市場参入を検討していない。海外でのエコマークロゴの使用を希望する日本企業があり、他のタイプ I 環境ラベルがどのような扱いをしているのか関心があり、尋ねただけである。

**SEC)** 複写機などの日本事業者には、エコマークロゴをシンガポールでも使いたいという意見があるようだ。シンガポール・グリーンラベルの取得動機は、もちろんエコマークがシンガポールでは認知されていないからであるが、グリーンラベルとの併記ではなく、エコマークロゴのみをつけたいという意見もあるため、エコマーク事務局としてそのような意見のもと海外市場への参入を意識しているのか尋ねたところである。

**JEA)** 中国やウズベキスタンとも相互認証を締結しているとのことだが、実績はあるか。

⇒実績はないが、中国とは定期的にコミュニケーションをとり、どのように実施していくか話している。

**JEA)** ISO17065 の認定を受けているとのことだが、動機は何か。

⇒第三者認証機関としての信頼性や品質を向上させるため認定を取得した。GENICES も取得し、タイプ I 環境ラベル制度はすでに信頼性があるが、さらに強化を図りたいと考えている。また、特に政府からの要請やプレッシャーがあったわけではないが、グリーンウォッシングの批判に対応するために、認定製品が信頼性の高いものであるということを示すことも動機の一つである。塗料及び表面コーティング、パルプ及び紙製品基準の2つの基準のみ認定を取得し、すべての製品ではなく、企業から人気の高い品目を選定している。ISO17065 では、2年おきに更新審査があり、主に認証機関としてのコンピテンシーやマネジメントをチェックすると聞いているが、スタッフへのトレーニングという意味も兼ねている。エコマークも取得を検討しているのであれば、人気の高い品目から検討してはどうか。なお、シンガポール・グリーンラベルでは、マレーシアやインドネシア、ベトナムなど他の国でも採用されていることもあり、他の国でも認定製品が信頼性の高い認証プロセスのもと認証されたということを示すためにも重要だと考えている。特に、ASEAN 地域では、多くのグリーングループが組織や団体を攻撃してこることもあり、信頼性の確保は重要である。ISO17065 取得の具体的な理由の一つは、例えば紙製品であればヘイズなどのリスクを軽減させるためである。インドネシアの熱帯雨林の森林火災や野焼きなどに起こる煙害問題であり、認定製品を有する企業も、グリーングループからの攻撃を受けることがあり、グリーンラベル基準は信頼性が高く、強固なものであることをアピールする狙いがある。他の認証機関は同様の対策をしておらず、厳しい手順や手続きを受ける必要があるが、それが強みになると考えている。

## 2. SEC と JEA の MRA の進捗について

SEC) ニュージーランドとエコマークのケースでは、自動的にニュージーランドのタイプ I 環境ラベルの認証が取得できるということか。

⇒エコマークを取得したのち、ニュージーランドの環境ラベルを取得したい場合は、ニュージーランド側に申請を行う必要がある。

SEC) MRA での費用に関することはどうなっているのか、また合意書等は締結しているのか。

⇒エコマークのケースでは、MRA を使用する企業については特に費用は課していない。

しかし、相手機関がどのような費用を課すかは、相手機関による。

SEC) MRA を活用することで、事業者にとっては認証時間・プロセスの短縮・簡易化や申請作業の軽減につながり、認証機関にとっても労力が削減されるということで、双方にとって良い手法であると感じる。シンガポール・グリーンラベルを取得したい日本企業へのプロモーションにも期待できる。本会議は、両機関の MRA 実施に向けた非常によいステップであり、どの品目を対象としていくか検討していきたい。

そこで、いくつかの日本事業者が関心を寄せるシンガポール・グリーンラベルの品目についてリスト化し、共通基準化の議論の出発点として送付してもらうのはどうか。そのリストを参考にしつつ、可能性の高い品目を中心に議論をスタートしてはどうか。

特に日本事業者がシンガポール・グリーンラベル取得において難しいと感じる基準(要件)もピックアップしてもらいたい。現在、基準を増やそうと検討・レビューしているところであり、できれば早急に送ってほしい。また、その箇所についてのエコマーク基準も教えてもらえれば、エコマークの基準をグリーンラベル基準に組み込むことができる可能性があり、新規、既存基準問わずに基準の調和化を行いやすいだろう。来年の初めにはローンチしたいと考えている。政府で使用されることが多い品目であったり、その他の品目でも新規基準の策定を検討可能なので、早めに送ってほしい。それを現在レビューしている調査結果に組み込みたい。

次に、シンガポールの最新動向についてシェアしたい。一か月前、持続可能性及び環境省が持続可能な公共調達スキームを公表した。最初の発表は、紙製品と建材が含まれている(その他には、イベント、家電製品(冷蔵庫、テレビ、エアコン、ランプ))。コンスタントに契約を見直し、グリーンラベル製品を組み込むことになる。現在、ファーストフェイズ(事務局注：何を指しているかは不明)を開発している。7月には、具体的な製品基準が公表された。今後、紙製品をはじめ、プロジェクタやプリンタなどのオフィス機器等の異なるカテゴリが対象となるよう関連省庁に働きかけていきたいと思っており、これらの品目においていくつかの日本ブランドがグリーンラベルを取得しているが、公共調達としては多くのオプションがあったほうが望ましいため、より多くの日本ブランドに参加してもらいたいと思っている。そのため、エコマークからの MRA の提案は、非常によいタイミングである。

また、いくつかの建物に関する認証制度は、低炭素の観点をどうやって制度に組み込む

か検討しており、より多くの製品オプションを探している。実際に、フライアッシュセメントの企業からグリーンラベル取得に関する問い合わせがある。これらは選択肢の一つである。なぜなら、建材関連はシンガポール市場のキーであるからである。

SEC) シンガポールはプラスチック包装の基準が一つあるが、エコマークではプラスチック包装に関するカテゴリはあるか。また、プラスチック袋の基準はあるか。

⇒詰め替え容器などフィルムを使用した容器の基準を策定している。プラスチック袋については、ごみ袋用途のみ対象となっている。

SEC) 共有した URL(<https://www.mse.gov.sg/resources/caw-media-release-annex-a.pdf>) が、政府の調達ポリシーである。SEC は、これをフォローしており、参考にしつつ、SEC 基準の策定を検討している。具体的には、Annex A である。建材製品や印刷用紙で、シンガポール・グリーンラベルが要求事項の一つとなっており、主管省庁は対象カテゴリーを増やす予定である。

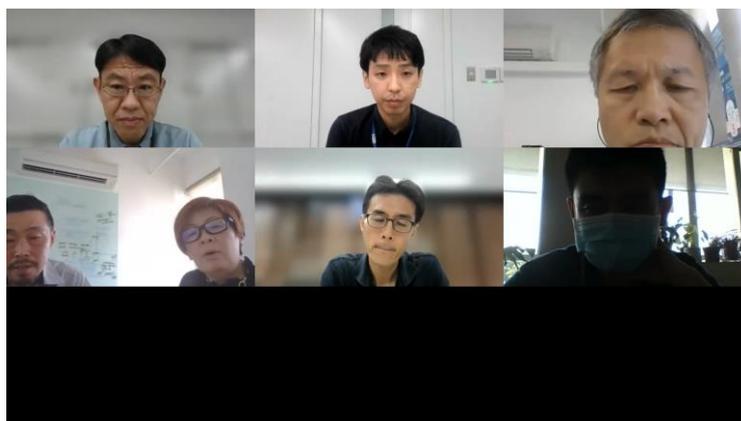
JEA) シンガポール・グリーンラベルの英語基準を入手することは可能か。

⇒基準は、ウェブサイトには公開していない。同業他社が、シンガポール・グリーンラベル基準をコピーするためである。また、エコマークに提供するには、役員会の許可が必要である。

### 3. 決定事項・今後の進め方

以下の事項を確認し、SEC に送付する。

- 相互認証を進めたい品目をピックアップする。
- ピックアップした品目にて、日本事業者がシンガポール・グリーンラベル基準項目で対応が難しい基準項目をピックアップする。



会議の様子

以上

## 5) 今後の展開

本年度は、7年振りに相互認証協議が再開され、シンガポール側の GPP 政策の前進と相まって、相互認証の運用開始に向けた大きな進展があった。しかし、協議後にシンガポールでは新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大するなど、シンガポールの GPP 促進に向けた政府への働きかけは難航している。今後、世界的な感染状況やシンガポール政府との調整状況を鑑みながら、SEC と定期的なコミュニケーションを継続し、2022 年度の相互認証運用開始に向けて取組を進めていきたい。